

むつ市農業委員会
第834回総会議事録

むつ市農業委員会第834回総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月12日(火) 午前10時30分から午前11時05分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員(18名)

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員(10名)

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

- 農業委員（なし）
- 農地利用最適化推進委員（なし）

5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
議案第19号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第20号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案第23号	非農地証明願いについて
報告第20号	農地の転用事実に関する照会について
報告第21号	農地の転用事実に関する照会について
報告第22号	農地の転用事実に関する照会について
報告第23号	農地の転用事実に関する照会について
報告第24号	農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長	立	花	一	雄
総括主幹	菅	原	賢	一郎
主幹	白	戸	由	布子
主幹	澤	田	眞	紀子
会計年度任用職員	武	市	眞	実

7. 会議録署名委員

15番 蛭名 修 一 16番 齊藤 榮佐男

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

	———農業委員会憲章唱和———
議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第834回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中18名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において15番 蛭名修一委員、16番 齊藤榮佐男委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。それでは会議を進めます。</p> <p>まず、議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>議案第19号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号 農地法第3条第1項による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市金曲三丁目8番、面積8,208㎡、登記地目「畑」農地台帳地目「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。</p> <p>借受人は認定新規就農者の●●●●さんです。</p> <p>この申請は、借受人が国の補助「経営開始金」を受けるため、親の農地を借り受けするものです。</p> <p>主な作付作物は、ハウスでのトマト、いちごで、既に栽培を開始しています。</p> <p>11月1日に、佐々木委員、中村委員、佐々木推進委員、事務局の4名で現地確認調査を行った結果、農地法第3条第2項各号に該当はみられず、特に問題ないことから、許可しても良いと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第19号について補足説明ございますか。</p>
中村委員	特にありません。

議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第19号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>質疑がありませんので、議案第19号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>それでは、議案第20号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字奥内字金谷沢392番地、面積2,789㎡、登記地目「田」、農地台帳地目「田」、農業振興地域内、農用地区域内の土地です。</p> <p>この申請は、譲渡人が高齢のため耕作が難しくなったことから、譲受人に有償譲渡するものです。</p> <p>主な作付作物は、譲渡人が栽培していた「牧草」を引き続き栽培する予定です。</p> <p>11月1日に新堂委員、西村委員、内山推進委員、事務局の4名で現地確認調査を行った結果、農地法第3条第2項各号に該当は見られず、特に問題はないことから、許可しても良いと思われまます。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第20号について補足説明ございますか</p>
新堂委員	特にありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第20号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>質疑がありませんので、議案第20号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題に供します。</p> <p>議案第21号について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご

	<p>説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字田名部字斗南岡32番113、面積14,328㎡、登記地目「田」、農地台帳「田」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。</p> <p>譲受人は東通村の●●●●さんです。この申請は、譲渡人が体調を崩し耕作が難しくなったことから、譲受人に有償譲渡するものです。</p> <p>主な作付作物は、かぼちゃ、大根、豆類を栽培する予定です。</p> <p>10月30日に林委員、齊藤委員、蛭名推進委員、事務局の4名で現地確認調査を行った結果、農地法第3条2項各号に該当は見られず、特に問題はないことから、許可してもよいと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足の説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第21号について補足説明ございますか。</p>
林委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより議案第21号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか</p>
事務局	<p>先ほど地目を「田」と説明しましたが「畑」です。訂正いたします。</p>
議長(坂本会長)	<p>あらためて伺います、質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>質疑がありませんので、議案第21号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題に供します。</p> <p>議案第22号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。</p> <p>農地利用集積計画地はむつ市大字奥内字中野44番、面積1,637㎡、登記地目「畑」、農地台帳地目「畑」、農業振興地域内、農用地区域内の土地で、中間管理機構の青森農業支援センターを介して、新規就農者の●●●●さんに使用貸借するもので、賃貸借期間は5年です。</p> <p>主な作付作物は、たらの芽、アスパラガスを栽培する予定です。</p> <p>11月1日に、西村委員、立花委員、事務局の3名で現地調査した結果、農地までの道や周辺農地への影響について問題ないことから、承認してよいと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足の説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第22号について補足説明ございますか。</p>
西村委員	特にありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第22号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がないようですので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第22号は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に議案第23号、非農地証明願いについてを議題に供します。</p> <p>議案第23号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第23号、非農地証明交付申請についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字田名部字北椋山12番、面積710㎡、登記地目「畑」、農地台帳地目「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。</p> <p>10月30日に蛭名委員、齊藤委員、山田推進委員、事務局の4名で現地確認調査を行った結果、相続により取得した農地であるが、隣地からも通作できない場所で、以前は親族が所有する道路沿いの土地を通り保全管理していたが、その土地の所有権移転により現在は通ることができず、近年は保全管理もできていません。</p> <p>また、周辺は畑であるが、自家消費のための多種の野菜を栽培しているだけで、畑を広げるような耕作はしておりません。</p> <p>周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用が出来ないと見込まれ、非農地証明基準の(4)のイに該当すると思われ、非農地と証明して良いと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足の説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第23号について補足説明ございますか。</p>
齊藤委員	(挙手あり) はい、議長。
議長(坂本会長)	齊藤委員

齊藤委員	特にありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第23号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって議案第23号は原案のとおり証明することに決定しました。
事務局	<p>以上で議案審議については終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第20号から報告第24号について、事務局に説明を求めます。</p> <p>報告第20号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。照会農地は、むつ市川内町楯木69番1、登記地目「畑」、農地台帳地目「2016パトロール非農地」、面積901㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地です。</p> <p>令和元年農地利用状況調査において再生困難農地に分類され、第777回総会で非農地の承認を得ていることから「非農地」と回答しております。</p> <p>(※1 正しくは「平成28年農地利用状況調査において」、「第739回総会で」であるが、上記のとおり説明。会議中の発言訂正なし)</p> <p>次に、報告第21号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。照会農地は、むつ市旭町124番1、登記地目「田」、農地台帳地目「田」、面積163㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地です。</p> <p>照会地は住宅に囲まれた土地で周辺に農地は無く、また数十年前に前所有者が土盛りをし、現所有者が取得した後はほぼ庭になっている状態であることから、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地に復元が著しく困難であり、かつ他法令の許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められることから「非農地」と回答しております。</p> <p>次に、報告第22号から報告第24号までの農地の転用事実に関する照会について、照会申請者が同じですのでまとめてご報告致します。</p> <p>照会農地は 金谷二丁目210番1、登記地目「田」、農地台帳地目「非農地」、面積2,208㎡、 金谷二丁目214番1、登記地目「田」、農地台帳地目「非農地」、</p>

